

議案第 30 号

勝山市議会議員及び勝山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について

勝山市議会議員及び勝山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市議会議員及び勝山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

勝山市議会議員及び勝山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例(平成19年勝山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第4条 勝山市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合は、<u>7円73銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (公費負担の限度額)	(ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第4条 勝山市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合は、<u>8円38銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、~~7円73銭~~にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。

第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、~~8円38銭~~にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の勝山市議会議員及び勝山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。